

「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」のお知らせ

申請期間

令和2年6月22日(月)から令和2年8月31日(月)まで

※当日消印有効

交付額

10万円(1事業者あたり)

※対象事業所・店舗が複数ある場合も1事業者あたり10万円です。

主な交付要件

概要	<p>○愛知県緊急事態措置で位置付けられた「基本的に休止を要請しない施設」において、新型コロナウイルスの高い感染リスクを負って、個人消費者と対面して商品・サービスを提供する事業を継続している中小企業者等の皆さまに応援金を交付します。</p>
要件	<p>①対象施設の一覧に該当する市内の施設・店舗で事業を継続している方 ただし、市内で自らが所有又は賃借している施設において、個人消費者と対面して商品・サービスを有償で提供している方に限ります。</p> <p>【対象施設】 対象施設は本紙P2をご覧ください。 (注)対象施設が食事提供施設である場合は、もともと営業時間が午前5時から午後8時までである施設に限ります。ただし、テイクアウトのみの施設は営業時間を問いません。</p> <p>②令和2年4月10日時点で開業しており、事業実態が確認できる方 ③令和2年4月10日から5月14日までの期間、市内の対象施設で事業を継続している方 ④「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金(50万円)」、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金(50万円)」、「名古屋市理美容事業者休業協力金(県・市で20万円)」及び「名古屋市理美容事業者事業継続応援金(10万円)」のいずれも受け取らない方 ⑤中小企業者(個人事業主の方を含みます)及び社会福祉法人等その他法人であること (注)社会福祉法人等その他法人については常時使用する従業員の数が300人以下であること ⑥交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していない方</p>

※このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

ウェブ
サイトは
こちら



コールセンター

052-228-7007

午前9時00分～午後5時00分
(土日祝日を含む毎日)